よる改正前の公認会計士法による公認会計士試験の」を加え、同項試験の免除を受けることができる者の欄中「公認会計士試験の」の下に「短答式による試験若しくは論文式による試験、平成十五年法律による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の」を加え、同表情報処理科の項中「情報処理技術者試験規則（昭和四十五年通商産業省令第五十九号）の規定」を「情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）によるシステムアーキテクト試験、ネットワークスペシャリスト試験、システム監査技術者試験若しくは応用情報技術者試験、情報処理技術者試験、情報処理技術者試験規則等の全部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第百二号。以下この項において「平成二十八年省令」という。）による改正前の情報処理技術者試験規則（昭和四十五年通商産業省令第五十九号）によるシステムアーキテクト試験、ネットワークスペシャリスト試験、システム監査技術者試験若しくは応用情報技術者試験、情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令（平成二十一年経済産業省令第五十九号。以下この項において「平成二十一年省令」という。）による改正前の情報処理技術者試験規則によるアプリケーションエンジニア試験、テクニカルエンジニア（ネットワーク）試験、システム監査技術者試験若しくは応用情報技術者試験、情報処理技術者試験規則等の一部を改正する省令（平成十九年経済産業省令第七十九号。以下この項において「平成十九年省令」という。）による改正前の情報処理技術者試験規則によるアプリケーションエンジニア試験、テクニカルエンジニア（ネットワーク）試験、システム監査技術者試験若しくはソフトウェア開発技術者試験、情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令（平成十二年通商産業省令第三百二十九号。以下この項において「平成十二年省令」という。）による改正前の情報処理技術者試験規則」に、「情報処理技術者試験規則の規定」を「情報処理の促進に関する法律施行規則によるシステムアーキテクト試験若しくはシステム監査技術者試験、平成二十八年省令による改正前の情報処理技術者試験規則によるシステムアーキテクト試験若しくはシステム監査技術者試験、平成二十一年省令による改正前の情報処理技術者試験規則によるアプリケーションエンジニア試験若しくはシステム監査技術者試験、平成十九年省令による改正前の情報処理技術者試験規則によるアプリケーションエンジニア試験若しくはシステム監査技術者試験、平成十二年省令による改正前の情報処理技術者試験規則」に改める。

別表第十一の三の二中「第四十八条の四第一項関係」に、「分野に」を「科目に」に、「当該分野すべて」を「当該科目の全て」に改める。

別表第十一の三の三中「木型製作」を削る。

別表第十一の四、別表第十二及び別表第十三中木型製作の項を削る。

様式第十二号の七中「領収書をはる」を「領収証書を貼る」に改め、同様式の注意中3を5とし、2を4とし、同1中「はら」を「貼ら」に改め、同1を同3とし、同3の前に次のように加える。

1　該当する□は、☑と記入すること。

2　この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書を貼ること。

様式第十二号の八の注意2中「キャリアコンサルタント試験の合格証の写し又はキャリアコンサルタント登録証及び」を削り、同様式の注意中2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

1　該当する□は、☑と記入すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（訓練基準に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧規則」という。）別表第二に定めるところによる建築設計科又はビル管理科に係る普通課程の普通職業訓練を受けている者に対してそれぞれ改正後の職業能力開発促進法施行規則（以下「新規則」という。）別表第二に定めるところによる建築設計科又はビル管理科に係る普通課程の普通職業訓練を行う場合においては、当該普通職業訓練を受けている者の受けた旧規則別表第二に定めるところにより行われた訓練の教科の科目、訓練期間及び訓練時間に応じて、新規則別表第二に定めるところにより行われる訓練における教科の科目を省略し、並びに訓練期間及び訓練時間を短縮することができる。

2　新規則別表第二に定めるところによる建築設計科又はビル管理科に係る普通課程の普通職業訓練を行うことができない特別な事情がある場合において、この省令の施行の際現に旧規則別表第二に定めるところによる建築設計科又はビル管理科に係る普通課程の普通職業訓練を受けている者に対してこの省令の施行後に行われる普通課程の普通職業訓練については、なお従前の例によることができる。

（技能検定に係る経過措置）

第三条　この省令の施行前に旧規則別表第十一の二の検定職種の欄に掲げる木型製作に係る技能検定に合格した者が受けることができる職業訓練指導員試験については、なお従前の例による。

2　この省令の施行前に旧規則別表第十二又は別表第十三の検定職種の欄に掲げる木型製作に係る技能検定に合格した者が職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第五十条第一項の規定に基づき称することができる名称については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第四十六号

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号ロ(1)中「事業主となった者」の下に「（当該認定職業訓練が終了した日において六十五歳以上の者を除く。）」を加える。

附則第三条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「青森県、岩手県、宮城県、福島県又は茨城県」を「岩手県又は福島県」に改める。

附則第三条の三第二項中「、宮城県」を削り、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（以下「改正後規則」という。）第二条第一号ロ(1)の規定は、平成二十八年十月二日以後に終了した認定職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第四条第二項に規定する認定職業訓練をいう。以下同じ。）の修了者等の就職率について適用し、同日前に終了した認定職業訓練の修了者等の就職率については、なお従前の例による。

第三条　改正後規則附則第三条第一項及び第三条の三第二項の規定は、この省令の施行の日以後に開始しようとする申請職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第二条第一号イに規定する申請職業訓練をいう。以下同じ。）の認定について適用し、同日前に開始しようとする申請職業訓練の認定については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第四十七号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第二十二条第二項の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則（平成十六年厚生労働省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項第二号中「又は前号ハからホまでに掲げるもの以外の再生医療等製品」を削り、「一・〇」を「一・二八」に改め、同項第三号中「〇・六」を「〇・七七」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「医薬品医療機器等法第二条第五項」を「前号に掲げるもの以外の医薬品医療機器等法第二条第五項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）第十二条第一項イ(1)に規定する特定高度管理医療機器　二・四

第三十五条第一項第八号の次に次の一号を加える。

九　第一号ハからホまでに掲げるもの以外の再生医療等製品　一・〇

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。